



市 第 2 6 4 号
答 申 第 2 0 4 号
平 成 3 0 年 4 月 2 6 日

千葉県知事 鈴木 栄治 様

千葉県個人情報保護審議会
会 長 土 屋 俊



住民基本台帳ネットワークシステムにおける本人確認情報の利用
拡大及び保護措置について（答申）

平成30年3月1日付け市第2819号で諮問のあったこのことについて、
下記のとおり答申します。

記

- 1 諮問事項1について
適当なものと認める。
ただし、本人確認情報の利用拡大に当たっては、操作者に対する研修その他の保護措置を十分に行い、今後とも本人確認情報の保護に万全を期すこと。
- 2 諮問事項2について
適当なものと認める。
ただし、操作者を指定する場合は、追加する事務の内容を十分に精査した上で、必要最小限の人数としたことを報告すること。